

フランスの少子高齢化問題と家族  
——1990年代の人口言説を中心として——

河合 務\*

Low Fertility Problem and Family in France

KAWAI Tsutomu

地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）第8巻 第3号 抜刷

REGIONAL STUDIES (TOTTORI UNIVERSITY JOURNAL OF THE FACULTY OF REGIONAL SCIENCES) Vol.8 / No.3

平成24年3月30日発行 March 30, 2012



# フランスの少子高齢化問題と家族

- 1990年代の人口言説を中心として -

河合 務\*

## Low Fertility Problem and Family in France

KAWAI Tsutomu

キーワード：人口，家族，出産奨励運動，〈侵入〉，私生活

Key Words: Population, Family, Pronatalist movement, “invasion”, Private life

### I. はじめに

先進諸国を悩ませる大きな問題のひとつに少子高齢化問題がある。日本もその例外ではなく、内閣府が発行する『少子化社会白書』（平成 21 年度版）などにおいても、出生数や合計特殊出生率の減少・低下傾向に象徴される少子化の進行は、総人口に占める年少人口（0～14 歳）割合が 13.5% であり、イタリア 14.0%、スペイン 14.4%、ドイツ 14.4%、韓国 18.6%、シンガポール 19.5% など合計特殊出生率が低い国と比較した場合にも最も低い水準であることが示されている。逆に、日本の 65 歳以上の老年人口の割合は 22.1% であり、イタリア 19.7%、スペイン 16.8%、ドイツ 18.8%、韓国 9.4%、シンガポール 8.5% より高くなっている<sup>1</sup>。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「人口統計資料集 2011」によると、65 歳以上人口割合の高い国のランキングは、①日本、②ドイツ、③イタリア、④スウェーデン、⑤ギリシア、……となっており、同研究所の推計では 2050 年には①日本、②韓国、③イタリア、④シンガポール、⑤香港（特別行政区）となるとされている<sup>2</sup>。世界最高水準の少子高齢化問題が将来的にも日本に付きまとうことが予想されている。

ところで、国立社会保障・人口問題研究所は 1950 年時点における老年人口割合のランキングも示している。それによると、1950 年時点では①フランス、②ラトビア、③ベルギー、④イギリス、⑤アイルランド、となっている。しかしながらフランスは、2010 年にはランキング 16 位となり、2050 年には 20 位となると推計されている。1950 年の時点で、57 位であった老年人口割合が、60 年後に 1 位となった日本と対照的である、日本の少子高齢化の急激さを再認識させられるとともに、フランスでは少子高齢化問題に対して、どのような対応がなされたのかという点に関心を向けさせるデータである。こうしたフランスの動向は日本政府も注目するところであり、内閣府『少子化社会白書』（前出）においては、2008 年のフランスの合計特殊出生率 2.02 を紹介したうえで、家族手当等の経済的支援、保育サービスの充実、出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備などの政策がとられていることに言及している<sup>3</sup>。

筆者は、こうしたフランスの家族政策の基盤となった出産奨励運動に注目し、平成 19 年～22 年度科学研究費補助金（若手研究 B、課題番号 19730355、「フランスの少子化問題と出産奨励運動に関する歴史研究」）による支援を受けながらフランス出産奨励運動史研究を遂行してきた<sup>4</sup>。本稿は、こうした研究作業をベースとして、これまで十分に論じられていなかった 1990 年代の人口言説の検討を中心として、フランスの少子高齢化問題とりわけ家族生活との関連性に関する考察を行うものである。検討する素材としては、筆者がこれまでも分析を加えてきた「フランス人口増加連合」

---

\*鳥取大学地域学部地域教育学科

の機関誌やパンフレット、関係法令等に加えて、本稿では①「家族に関する1994年7月25日の法律」<sup>5</sup>、②人口学者H. ル・ブラの人口言説<sup>6</sup>、特に「フランス人口増加連合」を中心とする出産奨励運動への批判、③1996年の機関誌に掲載されたアピール記事「SOS, 若者よ! フランスが低出生率で自滅しないために」<sup>7</sup>、についても遡上に載せていくこととする。

## II. 「国民の未来」の賭金としての家族

フランスの合計特殊出生率は、18世紀後半における4.3前後から趨勢的に低下し、20世紀初頭には2.5前後、第二次世界大戦末期の2.0前後まではほぼ一貫して低下を続けており<sup>8</sup>、普仏戦争(1870～71年)の敗北の原因を人口の伸び悩みに帰する人口減退(dépopulation)論の影響もあり、19世紀末に出産奨励運動が惹起されることとなった。「フランス人口増加のための国民連合」(以下、「フランス人口増加連合」)は1896年に統計学者ジャック・ベルティヨン(1851-1922)によって設立されている。「フランス人口増加連合」が推進した出産奨励運動にあつて、家族が多産であることが国民(nation)の未来を保障するという言説が20世紀を通じて継続的に再生産され続けてきた。この点は、1990年代の人口言説を考察するうえでも重要だと思われるので、以下、このタイプの言説を列挙しておくこととしたい。

まず、ベルティヨンの主著『フランスの人口減退』(1911年)の小見出しとして掲げられた次のような言葉。

「強い出生率が国民性(nationalité)の未来を保障する」<sup>9</sup>

ベルティヨンは、帝国主義が跋扈する20世紀初頭の世界情勢を見渡しながらか、国家の主権を軸とした国民性の確保のためには、強い出生率によって領土を国民で満たしておく必要があると主張している。これは、普仏戦争の敗北の原因がフランスでは低出生率に帰されたことと問題関心において通底している。

ベルティヨンの死後(1922年)、「フランス人口増加連合」の中心を担う2人の論者ポール・オリー(1885-1963)とフェルナン・ボヴラ(1885-1962)にも以下のような言辭がみられる。まず、オリーの『フランスの生と死』(1923年)では以下のように述べられている。

「国の未来を確かなものにするために、今日のフランス人に対して、十分な数の子どもを育てる(élever)ように決心させることを望む」<sup>10</sup>

また、オリーが「フランス人口増加連合」機関誌(1934年)に執筆した記事では、納税や兵役の義務とならんで、出産の義務が主張されている。

「十分な数の子どもによって、国民共同体(la communauté nationale)の生命そのものおよび未来を保障する義務〔がある。引用者注。以下同様。〕」<sup>11</sup>

さらに、ボヴラ執筆による1938年のパンフレット『私たちはどのように低出生率を克服するか』では次のように述べられている。

「フランス人は、自らの置かれている状況についての真実をようやく理解したとき、若者に対して再び義務崇拜(le culte du devoir)を教え込む(inculquera)ことになるだろう。家族の父親

と母親に十分な正義を返し、名誉を与えるとき、フランス人は平和と繁栄の未来をわれわれの国に保障するために十分な子どもを産むであろう。」<sup>12</sup>

このように、オリーもボヴラも、「国民の未来」を保障するために家族の多産性を希求し、それを義務とさえ論じている。出産奨励運動にあつては、メディアを駆使したプロパガンダとともに、学校における「人口問題教育」を通して出産義務の重要性を教えようとしたのである。

こうした出産奨励運動の動向は、第二次世界大戦の勃発とナチス・ドイツによるフランス侵攻を受けて、1940年7月に成立したヴィシー政権においても継続される。ヴィシー政権の国家主席となったフィリップ・ペタン（1856-1951）はフランス国家の再建の基礎を家族に求め、とりわけ母親の役割を重視し母性の賛美を行ったのであるが、そのペタン宛に「フランス人口増加連合」は手紙を送付し、ペタンの教説における家族の位置づけの高さについて「フランス人口増加連合」は共鳴する旨などとともに、「フランス人口増加連合」が1896年の創設以来、人口減退の危険性を訴え続けてきた団体であり、ペタン元帥とフランスの未来に貢献できる団体であると述べている<sup>13</sup>。

第二次世界大戦後に成立した第四共和政期（1946年～1958年）に刊行された「人口問題教育」の教師用手引書である『学校における人口動態論』（1948年）においても、その第V章に「フランス人口の未来」と題する章が置かれている<sup>14</sup>。

そして、こうした出産奨励運動の動向は、第二次世界大戦後のフランスの家族政策を主導する役割を担う「人口・家族に関する高等諮問会議」が作成した報告書『産児調節』（1967年）の次のような言辞とも重なり合うものである。

「国民集団（groupe national）の生存保障に国家が関心をもつことは正統（légitime）なことである。そのうえ、近代社会において経済発展に必要な、健全な人口増加の保障に関心が払われることもまた正統なことである。」<sup>15</sup>

「人口・家族に関する高等諮問会議」によるこの報告書は、カトリック教義との関係、および第一次世界大戦後の人口学的危機意識を反映して制定された「墮胎教唆および避妊プロパガンダの抑制に関する法律」<sup>16</sup>による制度枠組みによって避妊を禁止してきたフランス社会において、フランス史上初めて避妊を国家的に公認する「ニュヴィルト法」（1967年制定）<sup>17</sup>成立を促した報告書である。同報告書の方針や「ニュヴィルト法」、さらには妊娠中絶を公認した「ヴェイユ法」（1975年）<sup>18</sup>によって、1960年代～70年代以降のフランスでは、当事者の自由と自己決定を尊重する原則が確立され、この原則は1980年代以降の多様な家族を許容する社会の基盤となっている。家族の多様性は、家庭外における女性の労働、非婚・同棲カップルや同性カップルも含むものであり、こうしたフランス社会の状況においては、出産義務を主張する「フランス人口増加連合」のような団体は活動の余地がないのではないかとさえ感じてしまう。ところが、現在においても同団体は公益団体として活動を継続しているのである<sup>19</sup>。その点からすると、「家族の保護は公益に適う」と捉えられていると考えられる。

また、「フランス人口増加連合」は、1960年代～70年代において、産児調節に関する夫婦の自由を尊重したうえで、産みたい人数を実際に産めるように支援するという方向に言説を転換していつている<sup>20</sup>。

さて、「家族に関する1994年7月25日の法律」は、こうした少子高齢化問題をめぐるフランスの動向を1990年代において如実に反映していると考えられる。同法においては、政府が毎年開催する「家族に関する国民会議」に「フランス人口増加連合」を含む「家族運動（mouvement familial）」

を参加させることが規定されている（第41条）<sup>21</sup>。そして同法は以下のように、「国民の未来」との関係において家族を捉え重要視している。

「家族は社会が基礎を置く本質的な価値 (valeurs essentielles) である。国民 (nation) の未来は、これにかかっている。」<sup>22</sup>

こうした、「国民の未来」を保障する基盤として家族を捉える姿勢は20世紀初頭から出産奨励運動によって唱えられ、また、「人口・家族に関する高等諮問会議」の1967年報告書でも重要視されるという経緯を辿りつつ、フランス家族政策の基本に据えられることとなったのである。

### Ⅲ. 〈侵入〉論の系譜と批判

フランスは1889年の国籍法制定以来、出生地主義 (jus soli) をとり、移民がフランス国籍を取得しやすいシステムを採用している<sup>23</sup>。フランス革命期に制定された1791年憲法で5年間フランスに居住することがフランス国籍取得の要件とする出生地主義がとられたが、民法においては血統主義 (jus sanguinis) が採用され、19世紀を通じて両者への揺れ動きがみられる。ブルーベイカーによれば、1889年の国籍法制定当時において有力となった見解は、長期定住する外国人が集住しフランス国家の内部に別の国家を形成するかのような様相を呈することに対して、帰化を促進し定住外国人をフランス国家に吸収しようとするものであり、とりわけ当時の下院の共和主義者たちによって支持されたという<sup>24</sup>。つまり、フランス国籍法の出生地主義は、国内に別国家を形成されるのを防ぐための同化主義を前提とした戦略から採用されたと考えられる。そして、1889年の国籍法の原則は1927年、1945年、1973年の改正においても基本的に踏襲されている<sup>25</sup>。

こうした動向に対して、出産奨励運動は移民・外国人の同化の困難さを主張し、移民に頼らずに人口増加を実現することの重要性を論じる。例えば、「フランス人口増加連合」の創設者ベルティヨンにとって、移民はフランス人労働者の競合相手、敵、スパイともなり得る存在と捉えられている<sup>26</sup>。ここに、出産奨励運動において、移民の増大が外国人による「侵入 (l'invasion)」と同一視される磁場が形成されることとなる。

現代フランスの人口学者エルヴェ・ル・ブラ (Hervé Le Bras, 1943-) が1994の著作『土と血：侵入の理論』<sup>27</sup>で、その系譜を辿ろうとしたのであるが、フランスにおける〈侵入〉論は植民地への「入植 (colonisation)」と対概念をなしており、19世紀を中心とする時期にフランスが植民地帝国化した時期に高揚した「入植」論に取って代わって、19世紀末から20世紀初頭に殖民地拡張がひと段落し、むしろそこを失うことの危機意識が高まったことで高揚したのが〈侵入〉論だとル・ブラは指摘している<sup>28</sup>。

こうした〈侵入〉論の系譜の最初期に位置する論者としてル・ブラが「フランス人口増加連合」の創設者ベルティヨンを取り上げていることは至当なことだと言える。また、ル・ブラは検討の対象としてはいないが、「フランス人口増加連合」の会員であった地理教員のモーリス・グランダジィ (1903-1956) によって執筆された「人口問題教育」に関する教師用手引書『学校における人口動態論』(1948年)においても、人口減退の結果としてもたらされる弊害のひとつに、「外国人の平和時における侵入 (l'invasion pacifique des étrangers)」たる移民増加が挙げられ、これに対する危機意識を学校において喚起する必要性が教師に指南されている<sup>29</sup>。〈侵入〉論は出産奨励運動の底流に流れている移民増加への危機意識を反映している。

こうした出産奨励運動関係者の姿勢に関して、人口学者のル・ブラは1998年の著作『出自 (origines) という悪魔：人口動態論と極右』<sup>30</sup>において、「フランス人口増加連合」と極右政党「国民戦線 (Front

Natal, 略称 FN)」とが人脈的・思想的に結びついているとして強い批判を展開している。具体的な人脈としては、J. Y. Le Gallou と Y. Blot という人物が「国民戦線」の黨員であると同時に「フランス人口増加連合」の会員でもあることをル・ブラは指摘している<sup>31</sup>。ル・ブラによる同様の出産奨励運動批判は1991年の著作『マリアンヌと兎：人口学的な強迫』<sup>32</sup>においても行われている。思想的にも Le Gallou の著作『未来の根』(1984年)や『フランス人であることの資格』(1987年)において、移民問題が論点として大きく取り扱われ、また、外国文化の流入そのものを(侵入(invasion))と捉える視点が打ち出されている。1980年代半ば以降、極右勢力は出生地主義に対しても激しく攻撃を展開しており<sup>33</sup>、移民問題への関心の持ち方において出産奨励運動と極右勢力は親和的であったと考えられる<sup>34</sup>。極右政党との結びつきに焦点をあてたル・ブラによる出産奨励運動批判は、遅くとも1990年半ばには口火を切られていたと推測される。というのも、ル・ブラによる批判に反論する記事が「フランス人口増加連合」は機関誌 (No.598, 1990年刊行) に掲載されているからである<sup>35</sup>。

「反論する権利」と題する「フランス人口増加連合」会長 Philippe Rossillon による記事の論旨は以下のとおりである。国立人口研究所 (INED) の研究員であるル・ブラが最近「フランス人口増加連合」を攻撃している。国立人口研究所が「国民戦線」による潜入工作を受けた結果、フランスの出生率に関わる数値の国立人口研究所による解釈が危機意識を煽るものとなっている、とル・ブラは指摘している。また、国立人口研究所の研究員数名が「フランス人口増加連合」機関誌の編集に関わっていることから「フランス人口増加連合」は実質的に「国民戦線」のコントロールを受けていると批判している。しかし、そもそも国立人口研究所が「国民戦線」に潜入されたというのは事実と反するし、「フランス人口増加連合」に「国民戦線」に共鳴する者が2名いるのは確かだが、その2名はそれほど熱心に「国民戦線」の活動を行っているわけではない。しかも、「フランス人口増加連合」は家族の経済状態や託児所の不足、若者の家庭における税制の不公平さなど、出生率上昇の阻害要因を除去しようと活動している公益性 (utilité publique) を承認された団体 (association) である。その意味で「フランス人口増加連合」は出産奨励主義者 (natalistes) の集団であるが、ナショナリストであるとか「外国人嫌い」という批判は当たらない。人口置換水準を確保することは FN に限らず政党の違いを超えた重要性をもっている、これが記事「反論する権利」の骨子である<sup>36</sup>。

1990年時点におけるこのような反論を受けたうえで書かれたのが1994年の『土と血：侵入の理論』および1998年の『出自という悪魔：人口動態論と極右』であることを鑑みると、出産奨励運動と極右政党との結びつきという主題がさらに掘り下げられていったということが分かる。

ところで、ル・ブラが1985年に発表した論文“L'Idéologie Nataliste” (邦訳「産めよ殖やせよ」のイデオロギー<sup>37</sup>)の論調は1990年代以降のル・ブラの著作とは様相を異にしている。同論文は「フランス人口増加連合」に直接言及した論文ではないものの、ル・ブラの基本的な関心の所在を示す重要な論文である。

同論文でル・ブラが扱うのは、発展途上国だけでなく先進諸国のなかにも人口抑制を目指す国々がある1980年代の状況下で展開されるフランスの出産奨励主義 (natalisme) である<sup>38</sup>。「経済の活性化」のためという常套句を出産奨励主義者は用いるが、それは見せかけに過ぎないというのがル・ブラの主張である。出産奨励主義には、人口の再生産によってフランスという国家の存亡を図る意図が内包されており、出生率上昇を指向する政治的言説にフランス国民が従わないならば、政治家の先見の明がますます正当化されるという構造と、そうした人口言説のイデオロギー性の解明がル・ブラの基本的な問題関心である<sup>39</sup>。

ル・ブラは、出産奨励主義者が、フランスという国をひとつの生物とみなす思惟傾向を有しているとし、「枯れたフランス」「人口の老齢化」などの表現がそれを象徴しているとする興味深い視点

を提示している<sup>40</sup>。また、出産奨励主義者はフランス国民の人口を増加させようとし、国内の外国人を圧倒することを目指し、帰化の促進には否定的な態度をとることにも既に言及している<sup>41</sup>。この論点に関してル・ブラは1990年代以降も拘り探求を続けていくことになるろう。

様相が異なるのは、次の論点である。人口の再生産はフランス国民に共通（*commune*）の問題であり、フランスでは共産党から極右にいたるまであらゆる政党が出産奨励運動に参加しているとするル・ブラの指摘である<sup>42</sup>。この論文では、出産奨励運動と極右政党の結びつきに焦点化された批判が展開されておらず、むしろ、政党の違いを超えて出産奨励運動に参加する傾向があることをル・ブラは論じていたのである。

こうしたル・ブラの主張は、1990年における「フランス人口増加連合」の反論記事「反論する権利」の論旨と重なり合うものである。つまり、出産奨励運動の党派性（*partisanship*）を否定する議論である。「フランス人口増加連合」は、その設立当初から党派性をいわば「消去」してきた運動団体である。設立時（1896年）の「綱領および規約」には次のように記されている。

「フランス人口増加のための国民連合は、政治的・宗教的見解の相違を超えて全てのフランス人に開かれたプロパガンダ団体である。その目的は、人口減退がフランス国民に与える危険について、そして出生率の上昇のため税制その他の適切な方法について、あらゆる人びとの注意を喚起することである。」<sup>43</sup>

このような「政治的・宗教的見解の相違を超えて全てのフランス人に開かれた」という文言、さらには「あらゆる人びとの注意を喚起する」という文言は注目されるに値するものであるし、こうした運動の方向性を「公益性（*public interest characteristics*）」として確立することに成功したことが約1世紀に及ぶ出産奨励運動の継続性の大きな要因であると考えられる。「フランス人口増加連合」は1913年にコンセイユ・デタ（国務院）によって公益団体として認可され、現在も活動を続けている。この間、右に教会や王党派を軸とした保守勢力、左に社会主義の革命勢力を控えつつも中道路線が優勢であった第三共和政期（1870年～1940年）、教会と結びつきながら共和政を否定し右翼的政権となったヴィシー体制期（1940年～1944年）、社会党・共産党・MRP（キリスト教民主主義）の三大政党の対立による短命政権が続いた第四共和政期（1946年～1958年）、ド・ゴールの右派政権（1958年～1969年）、1980年代におけるミッテランの左派政権、保革共存政権、など<sup>44</sup>、政治的には右派・左派・中道の政権下において出産奨励運動は活動を継続してきた。こうした運動の性格に関しては、設立当初からの「政治的・宗教的見解の相違を超えて全てのフランス人に開かれた」運動方針がとられてきたという点、さらには、出生率上昇に資する政策の実現のために、その時々政権との擦り合わせを行ってきたという点<sup>45</sup>を指摘し得るとともに、そうしたことを可能にした背景として、人口増加を国民共通の関心事と捉える風潮がフランス社会に存在したという点をも指摘できると考えられる。

#### IV. 私生活と家族政策

1996年の機関誌に掲載されたアピール記事「SOS、若者よ！ フランスが低出生率で自滅しないために」は5人の執筆者により書かれている。まず、「フランス人口増加連合」の会長 Philippe Rossillon、同団体の機関誌編集長で人口学者の Jacques Dupâquier、経済学者の Michel Godet、人口学者の Jean – Claude Chesnais、さらに、「フランス家族計画運動」の共同設立者のひとりである社会学者 Evelyne Sullerot である。

合計特殊出生率で言えば、1970年の2.47から1980年の1.95、1990年の1.78、1995年には1.70



と低下傾向が露わになってきていた段階において<sup>46</sup>、このまま出生率の低下傾向が続けばフランスそのものの消滅につながることへの危機意識を若者向けに訴えようとするアピール記事であり、この記事は「フランス人口増加連合」の機関誌だけでなく、『フィガロ』のような一般紙にも掲載されたとされている<sup>47</sup>。

この記事に関して、まずもって注目されるべき点は、共同執筆者の中に「フランス人口増加連合」の会長・編集長という2人と、「フランス家族計画運動」の創設者が共に名を連ねていることである。「フランス家族計画運動」は、避妊を公認するよう要求し「ニュヴィルト法」を成立させた中心的勢力であり<sup>48</sup>、アピール記事「SOS, 若者よ!」の執筆者の陣容は、避妊の公認を軸としつつ産児調節への夫婦の自由を尊重する人口体制（デモグラフィック・レジーム）へと舵を切ったフランス社会を象徴するものである。「フランス人口増加連合」は、機関誌（1967年12月）に「マルサス主義者と出産奨励主義者」という記事を掲載し、「マルサス主義者と出産奨励主義者は融合できるようにならなければならない」<sup>49</sup>と述べている。夫婦間の避妊を是とする（ネオ・）マルサス主義との融合という方向に「フランス人口増加連合」は路線を修正する必要に迫られたのである。

こうした路線修正の延長上にアピール記事「SOS, 若者よ!」は執筆されたとみることができる。この記事は、出生率上昇を若者に訴えるものの、私生活（vie privée）や自由が阻害されることがあってはならないという原則の重要性にも言及している。何らかの強制的な政策（quelque politique coercitive）がとられるべきではなく、出生率上昇は第一に子どもをもちたいという欲望（désir）と、第二に、その欲望の実現を可能にする私生活や職業生活の条件にかかっている、と「SOS, 若者よ!」では述べられている。

フランスの法学者ジャック・コマイユの学説を敷衍しつつ丸山茂が論じていることであるが、フランスでは1970年代頃から法の規範に現実の家族を従わせる「コントロール・ソシアル」という発想から、現実のさまざまな家族のあり方に法を合わせていく「レギュラシオン・ソシアル」へと視点の変化が起こってきたとされる<sup>50</sup>。後者は、事実主義的な態度であり、自生的な人々の欲望を承認しながら調整を図ろうとする姿勢が顕著となる。出産奨励運動の文脈に即して筆者なりに敷衍するならば、「ニュヴィルト法」の制定（1967年）を境として、産児調節に対する夫婦の自由が尊重される原則が確立され、同時に、子どもをもちたいという夫婦の欲望を尊重しつつ、国家はそれを実現する条件の整備に努める体制づくりが目指さるようになったと考えられる。その際、「ニュヴィルト法」成立直後の「フランス人口増加連合」機関誌で議論が展開されたように、カトリック教義とも重なり合う従来型の禁欲道徳への拘りも捨て去るわけではない<sup>51</sup>。これは避妊の公認によって夫婦が性的快楽を追求し少産化することへの懸念の表明であり、性的欲望が出産へと結びつけられることが出生率上昇の必要条件であることを出産奨励運動の側が再確認したためであると考えられる。

## V. 結び

本稿では、1990年代の人口言説を中心として、フランスの少子高齢化問題と家族生活のあり方を考察してきた。少子高齢化が社会問題となるフランスにおいては出産奨励運動が公益の観点から正統性を認められている。とりわけ1967年の「ニュヴィルト法」の成立によって、子どもをもちたいという当事者の意志と欲望を尊重する姿勢が濃厚になってきている。国家が展開する家族政策は、そうした意志と欲望を実現可能とする条件整備に焦点化される。フランスにおける子育て家族への手厚い経済的支援は、こうした観点から拡充されてきたものであり、この点は、フランスを上回る急激な少子高齢化という問題を抱える日本の動向を検討し直す際にも示唆を与えることとなると思われる。つまり、少子高齢化社会においては出産への圧力が高まる可能性が高まるだろうという点、

また、そうした圧力が教育にも影響を与えるだろうという点、そして、教育を通じた意識改革が図られるだろうという点が、フランスの歴史的経験から推測されるわけである。

もっとも、教育を通じた意識改革が出生率の上昇にすぐさま結びつくかどうかは疑問が残る。教育を通じた意識改革と経済的支援を軸とする制度改革をセットにしてきたのがフランスの少子化対策(家族政策)の特徴であり、意識改革だけが突出してきたわけではない。教育を通じて多子家族へとキャナライズすることが健全なのかという点こそが、教育学として問われるべきであろう。

## 註

- <sup>1</sup> 内閣府『少子化社会白書』平成21年度版, 佐伯印刷, 2009年4頁。
- <sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所のホームページ (<http://www.ipss.go.jp>) 「人口統計資料集2011」「II. 年齢別人口」「表2-19 65歳以上人口割合の高い国: 1950, 2010, 2050年」(2011年12月12日確認)
- <sup>3</sup> 前掲『少子化社会白書』平成21年度版14-15頁。
- <sup>4</sup> 研究成果として拙稿「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育」『教育学研究』(日本教育学会)第75巻第3号, 2008年14-26頁, 同「〈家族の習俗〉とアソシエーションの道德論」『地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)』第6巻第2号, 2009年105-116頁, 同「1930年代フランスにおける少子高齢化問題と出産奨励運動」『日本教育政策学会年報』第16号, 2009年140-154頁, 同「ヴィシー体制期フランスの出産奨励運動と「人口問題教育」」『教育目標・評価学会紀要』第19号, 2009年67-77頁, 同「フランス第四共和政期の出産奨励運動と「人口問題教育」」『教育目標・評価学会紀要』第20号, 2010年79-88頁, 同「1960・70年代フランスの出産奨励運動と「人口問題教育」」『地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)』第7巻第2号, 2010年239-251頁, 同「教育史における家族研究をめぐって」『日本の教育史学』(教育史学会)第53集, 2010年134-135頁, 参照。
- <sup>5</sup> “Loi n°94-629 du 25 juillet 1994 relative à la famille”, *Journal Officiel de la République Française*, 1994, pp.10739-10747.
- <sup>6</sup> Le Bras, H., *Marianne et les Lapins*, Olivier Orban, 1991, *Le Sol et le Sang*, Éditions de l’Aube, 1994, *Le Démon des Origines*, Éditions de l’Aube, 1998, etc.
- <sup>7</sup> *Bulletin de l’Alliance Nationale pour l’Accroissement de la Population Française* (「フランス人口増加連合」の機関誌。以下, *Bulletin*。と略記する。) N.625. (1996年) p.1.
- <sup>8</sup> 小島宏「フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤誠編『先進諸国の人口問題』東京大学出版会, 1996年157-160頁。
- <sup>9</sup> Bertillon, J., *La Dépopulation de la France*, Félix Alcan, 1911, p.50.
- <sup>10</sup> Haury, P., *La Vie ou la mort de la France*, Éditions Médicales, 1923, p.15.
- <sup>11</sup> *Bulletin*. (1934年9月号) pp.270-271.
- <sup>12</sup> Boverat, F., *Comment Nous Vaincrons la Dénatalité*, 1938, p.48.
- <sup>13</sup> *Bulletin*. (1940年5月-8月合併号) pp.73-74.
- <sup>14</sup> Mauco, G. et Grandazzi, M., *La Démographie à l’École : Manuel à l’Usage des Maîtres*, Alliance Nationale contre la Dépopulation, 1948.
- <sup>15</sup> Haut Comité Consultative de la Population et de la Famille, *La Régulation des Naissances*, La Documentation Française, 1967, p.32.
- <sup>16</sup> Loi reprimant la provocation à l’avortement et à la propagande anticonceptionnelle”, *Journal Officiel de la République Française*, année 1920, p.10934.
- <sup>17</sup> 正式名称「産児調節および公衆衛生法典L.648・L.649条の廃止に関する1967年12月28日n°67-1176法」*Journal Officiel de la République Française*, 1967, pp.12861-12863. 同法成立の中心となった下院議員リュシアン・ニュヴィルトの名を冠して通称「ニュヴィルト法」と称される。
- <sup>18</sup> “Loi n°75-17 du 17 janvier 1975 relative à l’interruption volontaire de la grossesse”, *Journal Officiel de la République Française*, 1975, pp.739-741.
- <sup>19</sup> 公益性の承認を行うフランス国務院(コンセイユ・デタ)は「公益承認非営利組合」の活動内容を「経済」「スポーツ」「文化・科学」「軍事」「エコロジー・環境」「家族」など17のカテゴリーに区分し、「フランス人口増加連合」は「家族」カテゴリーに分類されている。Conseil d’État, *Les Associations Reconnues d’Utilité Publique*, La Documentation Française, 2000, pp.100-102. Cf. [http://www.interieur.gouv.fr/sections/a\\_votre\\_service/vos\\_demarches/association-utilite-publicue/arup/view](http://www.interieur.gouv.fr/sections/a_votre_service/vos_demarches/association-utilite-publicue/arup/view) (2011年6月2日確認)
- <sup>20</sup> 「家族政策と産児調節」(M. Felgine執筆) *Bulletin*. (1967年3月・4月合併号) pp.205-206などを参照。
- <sup>21</sup> “Loi n°94-629 du 25 juillet 1994 relative à la famille”, *Journal Officiel de la République Française*, 1994, p.10746.

- <sup>22</sup> *Ibid.*,p.10739.
- <sup>23</sup> R. ブルーベーカー『フランスとドイツの国籍とネーション』佐藤成基・佐々木てる監訳, 明石書店, 2005年143頁。
- <sup>24</sup> 同上書174頁。
- <sup>25</sup> 同上書181頁。
- <sup>26</sup> Bertillon, J., *La Dépopulation de la France*, p.46.
- <sup>27</sup> Le Bras, H., *Le Sol et le Sang*, Éditions de L'Aube, 1994.
- <sup>28</sup> *Ibid.*, pp.17-35.
- <sup>29</sup> 同書は地理学者モコと地理教員グランダジィの共著である。Mauco et Grandazzi, *La Démographie à l'École*, p.52.
- <sup>30</sup> Le Bras, H., *Le Démon des origines : Démographie et Extreme Droite*, L'Aube, 1998.
- <sup>31</sup> *Ibid.*, p.152.
- <sup>32</sup> Le Bras, H., *Marianne et les Lapins*, pp.228-229.
- <sup>33</sup> ブルーベーカー前掲書225頁。
- <sup>34</sup> Le Gallou, J.Y., *Les Racines du Future*, Albatros, 1984, pp.89-90, pp.136-137, Le Gallou et Jalkh, J. F., *Etre Français cela se Mérite*, Albatros, 1987, pp. 10-35.
- <sup>35</sup> ル・ブラの1991年の著作 *Marianne et les Lapins* の228-229頁に「フランス人口増加連合」への批判があるが、ル・ブラへの反論記事が掲載されたのは1990年の段階であり、*Marianne et les Lapins* が刊行される以前にル・ブラが「フランス人口増加連合」と「国民戦線」の結びつきに関して批判的に言及した論文・記事・発言等があるはずである。しかし、典拠とされるべきル・ブラの論文・記事・発言が、「フランス人口増加連合」機関誌の記事「反論する権利」でも明示されておらず未詳である。
- <sup>36</sup> “Droit de réponse”, *Bulletin.*, No. 598, p. 1.
- <sup>37</sup> Le Bras H., “L'idéologie nataliste”, *Magazine Littéraire* (1985年4月号) pp. 45-46. (桑田禮彰訳「『産めよ殖やせよ』のイデオロギー」F.エワルド編『バイオ』菅谷他訳, 1986年106-113頁。) なお、邦訳は適宜改めた。
- <sup>38</sup> *Ibid.*, p.45. (邦訳106頁。)
- <sup>39</sup> *Ibid.*, p.46. (邦訳112-113頁。)
- <sup>40</sup> *Ibid.*, p.45. (邦訳107頁。)
- <sup>41</sup> *Ibid.*, p.45. (邦訳107-108頁。)
- <sup>42</sup> *Ibid.* p.45. (邦訳106頁。)
- <sup>43</sup> Alliance nationale pour l'accroissement de la population française, *Programme et Statuts*, Société Nouvelle de l'Imprimerie Schiller, 1896, p.3.
- <sup>44</sup> 渡辺和行・南充彦・森本哲郎『現代フランス政治史』ナカニシヤ出版, 1997年, 参照。
- <sup>45</sup> 1983年の時点でも、「フランス人口増加連合」は自らの政治色は右派にもなり得るし左派にもなり得ると論じた記事「出産奨励主義：どのような政治色か？」を機関誌に掲載している。*Bulletin.*, No.563, p.14-15.
- <sup>46</sup> 内閣府『少子化社会白書』平成18年度版, ぎょうせい, 2006年110頁, 参照。
- <sup>47</sup> Le Bras, *op.cit.*, *Le Démon des Origins*, p.249.
- <sup>48</sup> 前掲拙稿「1960・70年代フランスの出産奨励運動と「人口問題教育」」240-241頁, 参照。
- <sup>49</sup> *Bulletin.* (1967年3月・4月合併号) p.205.
- <sup>50</sup> 丸山茂『家族のレギュレーション』御茶の水書房, 1999年24-25頁, 同『家族のメタファー』早稲田大学出版部, 2005年19-41頁。Cf. Commaillé, J., “Ordre familial Ordre social Ordre légal”, *L'Année Sociologique*, Vol. 37, 1987, pp.265-290.
- <sup>51</sup> 前掲拙稿「1960・70年代フランスの出産奨励運動と「人口問題教育」」241-243頁, 参照。

(2012年2月3日受付, 2012年2月10日受理)